

一般社団法人全国警備業協会関係

加盟会員専用 お知らせ （令和7年度No.13）

下記のとおりのお知らせがありましたので参考にして下さい。

別添1 2026年3月の「価格交渉促進月間」の実施について

別添2 各都道府県会計管理者等における警備契約に関する低入札価格調査制度及び
最低制限価格制度の調査基準について

別添3 「高年齢者の労働災害防止のための指針」の周知について

全警協発第 53 号
令和 8 年 3 月 2 日

協会長 各位

(一社)全国警備業協会
専務理事 黒木 慶英

2026 年 3 月の「価格交渉促進月間」の実施について

謹 啓

貴協会におかれましては、平素から当協会運営につきまして格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、みだしの件につきまして、経済産業大臣から、別添文書のとおり協力依頼がございました。

価格転嫁の現状をみますと、受注企業が、「コスト上昇額のうち価格転嫁できた額」の割合は、未だに 5 割程度となっており、一層の転嫁率の向上が課題であります。政府では、エネルギー価格や原材料費、労務費などが上昇する中、中小企業が適切に価格転嫁をしやすい環境を作るため、毎年 9 月と 3 月を「価格交渉促進月間」に設定し、各種取組を実施することとしております。また、「価格交渉促進月間」終了後には、受注側企業に対し、発注側企業との価格交渉の状況について、取引 G メンによる重点的なヒアリングや、アンケート調査（30 万社に対して配布予定）が実施されるということです。

つきましては、業務ご多忙のところ恐縮に存じますが、管内加盟員各位に対し周知徹底下さいますようお願い申し上げます。

なお、当協会では、リーフレット「警備業における適切な価格転嫁の実現に向けて」の公表資料に基づくコスト上昇率一覧の更新を行い、全警協 HP に掲載するとともに、機関紙「セキュリティ・タイム」3 月号に同封して配布を予定しております。本リーフレットを積極的にご活用いただき、適切な価格交渉を行っていただきますよう、併せてご周知くださいますようお願い申し上げます。

謹 白

経済産業省

公 印 省 略
20260218中第2号
令和8年2月20日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣 赤澤 亮正

2026年3月「価格交渉促進月間」の実施について（周知依頼）

平素より、経済産業政策の推進及び取引適正化に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

物価高を乗り越えて、政府の目指す「強い経済」の実現をするため、物価上昇に負けない大幅な賃上げと、その原資となる一層の価格転嫁、取引適正化が重要です。この3月は、2026年度の価格改定時期を迎える企業も多く、価格転嫁のための交渉が本格化する、極めて大事な時期となります。

価格転嫁の現状をみると、受注企業が、「コスト上昇額のうち価格転嫁できた額」の割合は、未だに5割程度となっており、一層の転嫁率の向上が課題です。政府としては、2021年9月以来、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」（以下「月間」という。）と位置づけ、各月間終了後に、受注側中小企業の皆様を対象に、価格交渉・転嫁等の状況についてアンケート調査を実施し、その結果を公表しています。

また、取組状況が芳しくない発注側企業のトップに対しては、受託中小企業振興法（昭和45年法律第145号）に基づき、事業所管大臣名での勸奨・指導・助言を行い、自発的な取引状況の改善を促しています。さらに、「月間」に基づくアンケート調査や、取引Gメンによるヒアリング情報を活用し、迅速な改善を促す注意喚起も実施しています。

貴団体におかれては、本要請文を会員企業の皆様に周知いただくとともに、特に下記の点について御依頼いただきますよう、お願い申し上げます。

また、各団体から周知・依頼を受けた企業におかれては、代表者の方から受注側企業と直接関わる担当の方々まで、本要請文の趣旨を周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

1. 価格交渉及び価格転嫁への積極的な対応

発注者におかれては、サプライチェーン全体の競争力向上や、「強い経済」の実現に向けた取引適正化のため、受託中小企業振興法に基づく「振興基準」に則り、受注側中小企業からの価格交渉の申し出には遅滞なく応じ、価格転嫁に積極的に応じる等、適切に対応すること。

また、「振興基準」の趣旨を、全ての社員に周知・徹底させるべく、社内全体に向けて本連絡を発出するとともに、調達部門の担当者が、社会的要請である適切な価格転嫁を受け入れることにより、処遇において不利益を被ることがないように、人事評価の際に配慮すること。

受注側中小企業におかれては、発注者に対し、積極的に価格交渉を申し出るとともに、必要に応じて、「取引かけこみ寺」や、よろず支援拠点の「価格転嫁サポート窓口」といった相談窓口を活用すること。

2. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知、積極的な活用

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（内閣官房・公正取引委員会作成。2026年1月1日改定。以下「指針」という。）の内容について、価格交渉の場において積極的に活用すること。

具体的には、

- (1) 発注者におかれては、指針に基づいて、受注者側からの申し出がなくとも、定期的に発注者から協議の場を設け、受注側中小企業との価格交渉に応じるとともに、当該受注側中小企業に対して、さらにその先の受注企業に対しても、価格交渉・価格転嫁を行うよう促すこと。
- (2) 受注側中小企業におかれては、指針を価格交渉の材料として活用すること。

3. フォローアップ調査に対する御協力（受注側中小企業の皆様）

4月中旬以降、受注側中小企業の皆様を対象に実施を予定している、下記内容の調査の依頼があった場合、対象となった方におかれては、積極的に回答すること。

(1) アンケート調査

受注側中小企業30万社が調査対象。その対象者は、主要な発注者（最大3社。国・地方自治体も含む）との価格交渉や価格転嫁、支払条件の状況について回答。

(2) 取引Gメンによる重点的なヒアリング

受注側中小企業へのヒアリング。価格交渉や価格転嫁の実態を聴取。

なお、本調査の結果に基づき、発注者ごとの価格交渉・転嫁等の取組状況を公表するとともに、その結果が芳しくない発注企業に対しては、受託中小企業振興法に基づく事業所管大臣名での勧奨・指導・助言や、迅速な改善を求める注意喚起を実施する等、発注者における自発的な取引方針の改善を促す上での重要な情報となるため、調査の対象となった方におかれては、可能な限り正確、かつ、詳細に本調査に回答すること。

4. 中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の改正内容に関する周知

本年1月1日に施行された中小受託取引適正化法（昭和31年法律第120号）及び受託中小企業振興法の内容について、周知・徹底を図ること。

(1) 中小受託取引適正化法のポイント

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金決定の禁止
- 対象取引において、手形払いを禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止
- 対象取引に、製造・販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加
- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、適用基準を追加
- 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与

(2) 受託中小企業振興法のポイント

- 対象取引に、運送委託を追加
- 資本金基準に加え、従業員数基準を適用基準に追加
- サプライチェーンの多段階の事業者による共同での振興事業計画作成が可能に
- 国及び地方公共団体の責務規定の追加
- 事業者に対してより具体的措置をとるべきことを「勧奨」する権限を主務大臣に付与

5. パートナーシップ構築宣言への参加

サプライチェーン全体での価値の増大を目的として、政府が推進する「パートナーシップ構築宣言」に未参加の企業におかれては、参加について検討すること。

既に宣言されている企業におかれては、自社のパートナーシップ構築宣言について、一層の浸透、徹底を図ること。

以上

全警協発第52号
令和8年3月2日

協会長 各位

(一社)全国警備業協会
専務理事 黒木 慶英

各都道府県会計管理者等における警備契約に関する
低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の調査基準について

謹 啓

貴協会におかれましては、平素から当協会運営につきまして格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、みだしの件につきまして、総務省から、「警備業務の調達における低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の価格基準について」が通知されました。

つきましては、業務ご多忙のところ恐縮に存じますが、管内加盟員各位に対し周知徹底下さいますようお願い申し上げます。

謹 白

各都道府県会計管理者
各都道府県財政担当部長
各都道府県契約担当部長
各都道府県庁舎管理等担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市会計管理者
各指定都市財政担当局長
各指定都市契約担当局長
各指定都市庁舎管理等担当局長

殿

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

警備業務の調達における低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の価格基準について(通知)

標記の件について、別添のとおり、警察庁生活安全局生活安全企画課長から当職あてに、警備業務の調達における低入札価格調査制度の価格基準についての周知依頼がありました。

総務省においては、地方公共団体に対し、原則として全ての請負契約に低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入するよう要請してきたところですが、令和7年9月に公表した低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入状況に関する調査結果では、工事請負契約以外の契約について制度の導入が進んでいないことが明らかとなり、また、この理由として、制度導入に当たったのノウハウがないといった課題が挙げられているところです。

こうした状況を踏まえ、今般、警察庁において、警備業務の調達における低入札価格調査制度の価格基準について、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準が定められましたので、当該基準を参考に、低入札価格調査制度・最低制限価格制度を導入していただきますようお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

別添

警察庁丁生企発第 79 号
令和 8 年 2 月 13 日

各府省庁等契約担当課長 殿
総務省自治行政局行政課長 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長

各府省庁等における警備契約に関する低入札価格調査基準の検討依頼について

平素より警察行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）、
「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）等において、
賃上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保することのできる環境整備
の一環として、地方経済において重要な役割を果たしている官公需について、物価
上昇を踏まえた価格転嫁を図ることとされています。

これを受けて、官公需における各府省庁等の契約において、受注企業の労務費・
原材料費等のコスト増加分に係る適切な価格転嫁がより一層推進されるよう、「各
府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた取組について」（令和 7 年
12 月 16 日府省庁等申合せ）のとおり、令和 7 年度末までに順次、低入札価格調査
基準の見直しを行う等の申合せが行われたところです。

つきましては、警備業務に係る競争契約において、予定価格算出の基礎として「建
築保全業務共通仕様書」、「建築保全業務労務単価」、「建築保全業務積算基準」及び
「建築保全業務積算要領」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）を用いる場合、相手
方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適
合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準（低入札価
格調査基準）に係る現場業務の適切な履行に必要な経費の目安については、その者
の申込みに係る価格が、予定価格算出の基礎となった直接人件費の額と、直接物品
費の額と、業務管理費の額に 10 分の 3 及び一般管理費等の額に 10 分の 3 をそれぞ
れ乗じて得た額との合計額に満たない場合とするなど、業務内容や地域の実情等に
応じ、労務費等の適切な価格転嫁が図られるよう、貴府省庁等において検討見直し
する際に御配意頂くとともに、関係する部局及び地方自治体にも周知をお願いいた
します。

なお、基準の見直しにあたっては、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165
号）第 102 条の 3 の規定に基づく財務大臣（財務省主計局法規課）への協議を要す
る旨申し添えます。

【本件担当】

警察庁生活安全局生活安全企画課警備業係
電話番号 03-3581-0141 (3041・3042・3043)

全警協発第 54 号
令和 8 年 3 月 3 日

協会長 各位

(一社)全国警備業協会
専務理事 黒木 慶英

「高齢者の労働災害防止のための指針」の周知について

謹 啓

貴協会におかれましては、平素から当協会運営につきまして格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、みだしの件につきまして、厚生労働省労働基準局長から、別添文書のとおり周知依頼がございました。

つきましては、業務ご多忙のところ恐縮に存じますが、管内加盟員各位に対し周知徹底させていただきますようお願い申し上げます。

謹 白

別記関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「高年齢者の労働災害防止のための指針」の周知について (依頼)

労働基準行政の運営につきましては、平素より格別の御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

令和 7 年 5 月 14 日に公布された労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律 (令和 7 年法律第 33 号) による改正後の労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号) 第 62 条の 2 第 2 項の規定に基づき、令和 8 年 2 月 10 日、「高年齢者の労働災害防止のための指針」(以下「指針」という。)が別添 1 のとおり公表され、令和 8 年 4 月 1 日から適用されることとなりました。

改正の趣旨等は下記のとおりですので、指針に基づき高年齢者の労働災害防止対策が適切に講じられるよう、傘下会員等に対する周知等に御協力をお願いいたします。

記

1 趣旨について (指針第 1 関係)

この指針は、改正法により事業者の努力義務とされた高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置について、その適切かつ有効な実施を図るため必要な事項を示したものであること。

国、事業者、労働者等の関係者においては、一人の被災者も出さないとの基本理念の実現に向け、高年齢者の労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向けて取り組むことが求められるものであること。

事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講じるよう努めるとともに、事業場の実情に応じて関係団体の支援を活用し、労働者とも連携・協力して取組を進めることが重要であること。

2 事業者が講ずべき措置（指針第2関係）

事業場における安全衛生管理の基本的体制及び具体的取組の体系については別紙のとおり。

3 安全衛生管理体制の確立等（指針第2の1関係）

(1) 指針第2の1(1)イ②の「労働者の意見を聴く機会」については、安全衛生の委員会のほか、職場で行っている定例の会議や業務ミーティング等も活用できること。なお、必ずしも会議体の構成をとる必要はなく、安全衛生推進者等、指針第2の1(1)ア②の安全衛生方針に基づき指定された担当者等を中心に意見の聴取を実施することも考えられること。

(2) 指針第2の1(2)の「危険源の特定等のリスクアセスメントの実施」については、以下の点に留意すること。

ア リスクアセスメントにより職場の改善を進めた事例として、厚生労働省ホームページの事例でわかる職場のリスクアセスメント等を参考にすること。また、リスクアセスメントにおける危険源の洗い出しに際し、厚生労働省ホームページの労働災害事例集やヒヤリ・ハット事例集等を参考にすること。

イ リスクアセスメントの実施に際し、職場環境改善ツールとして「エイジアクション100改訂版」のチェックリスト（2021年中央労働災害防止協会、別添2）等を活用することも有効であること。また、チェックリストでは業種別に優先的に取り組む事項も示されており、これらも踏まえてチェックリストを活用するものであること。

ウ フレイルとは、加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態であり、ロコモティブシンドロームとは、年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態のことをいうこと。

エ 「身体負荷を軽減する個人用の装備」については、アシストスーツ等があること。

オ 「職場環境改善等の実施に当たり安全衛生教育と併せて行うこと」の具体的な方法については、例えば、実際に行った職場環境改善の内容と期待される効果について安全衛生教育に含めることが考えられること。

4 職場環境の改善（指針第2の2関係）

(1) 指針第2の2(1)の「情報機器作業への対応」については、パソコン等を用いた情報機器作業において、情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン（令和元年7月12日付け基発0712第3号）等を参照すること。

(2) 指針第2の2(2)の「共通的な事項」については、以下の点に留意すること。

ア 注意力や判断力の低下による災害の防止については、複数の作業を同時進行させるような負担はできるだけ避けることが望ましいこと。なお、複数の作業を同時進行させる場合は、管理監督者が優先順位を判断した上で作業指示をすることが望ましいこと。

イ 腰部に過度の負担がかかる作業に係る作業方法については、重量物を取り扱うときの腰痛のリスクアセスメント手法については、JIS 規格(日本産業規格 JIS Z8505)を参照してリスクアセスメントを行うことが望ましいこと。

- (3) 指針第2の2(2)の「暑熱作業への対応」については、作業の休止時間及び休憩時間を確保し、高温多湿作業場所での作業を連続して行う時間を短縮するよう努めること。また、作業者の水分及び塩分の摂取状況や、作業者の健康状態を確認し、熱中症を疑わせる兆候が表れた場合において速やかに作業の中断その他必要な措置を講ずること。積極的に熱中症が生じた疑いのある作業者を早期に発見する観点から推奨される方法として、責任者等による作業場所の巡視、2人以上の作業者が作業中に互いの健康状態を確認するパディ制の採用、責任者、労働者双方向での定期連絡やこれらの措置の組合せなどが挙げられること。

5 高年齢者の健康や体力の状況の把握(指針第2の3関係)

- (1) 指針第2の3(1)の「健康状況の把握」については、以下に掲げる例を参考に、高年齢者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施することが望ましいこと。

- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等(特定健康診査等)の受診を希望する場合は、必要な勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟な対応をすること。
- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めること。
- ・健康診断の結果について、産業医、保健師等に相談できる環境を整備すること。
- ・健康診断の結果を高年齢者に通知するに当たり、産業保健スタッフから健康診断項目毎の結果の意味を丁寧に説明する等、高年齢者が自らの健康状況を理解できるようにすること。
- ・日常的なかかわりの中で、高年齢者の健康状況等に気を配ること。

- (2) 指針第2の3(2)の「体力の状況の把握」については、以下の点に留意すること。

ア 体力チェックの範囲については、歩行能力等の筋力、バランス能力、敏捷性等の労働災害に直接的に関与するものとし、事業場の実情に応じて全身持久力、感覚機能や認知機能等を含めて差し支えないこと。

イ 体力チェックの対象については、身体機能の低下は、20代、30代などの若い頃から始まるとの調査結果もあることから、事業場の実情に応じて高年齢者だけでなく青年期、壮年期から体力チェックを実施することが望ましいとしたものであるこ

と。

ウ 体力チェックの方法としては、厚生労働省が作成した「転倒等リスク評価セルフチェック票」(別添3)、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所が開発したステップテストによる簡易体力測定、質問紙による全身持久力評価の手法、文部科学省が実施している新体力テスト等があること。

エ 体力チェックの評価基準については、評価基準を設ける場合、高齢者が従事する職務の内容等に照らして合理的な水準に設定し、職場環境の改善や高齢者の体力の向上に取り組むことが重要であり、また、評価に当たっては、仕事内容に対して必要な能力等有るかという観点にも留意する必要があること。

オ 体力チェックを行う場合には、対象者の状況に応じて高負荷にならないように安全に十分配慮する必要があること。

6 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応(指針第2の4関係)

(1) 指針第2の4(2)の「高齢者の状況に応じた業務の提供」については、以下の点に留意すること。

ア 高齢者の業務内容の決定に当たり、労働者の健康や体力の状況に応じた対応が求められるが、在宅勤務が長期間に及ぶと筋力等の身体機能が低下する可能性があることにも留意すること。

イ 高齢者の業務内容の決定については、個々の健康や体力の状況に応じ、安全と健康の観点を踏まえた適合業務を高齢者とマッチングさせるよう努め、継続した業務の提供に配慮することが重要であること。

ウ 何らかの疾病を抱えて治療のための服薬をしながら働く労働者については、治療と就業の両立支援指針(令和8年厚生労働省告示第28号)及び別途示す予定の通達に基づき取り組むよう努めること。

(2) 指針第2の4(3)の「心身両面にわたる健康保持増進措置」については、事業場における労働者の健康保持増進のための指針(昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号、令和8年2月10日最終改正)及び労働者の心の健康の保持増進のための指針(平成18年3月31日健康保持増進のための指針公示第3号、平成27年11月30日最終改正)等に基づき、労働者の健康保持増進対策やメンタルヘルスケアに取り組むこと。その実施に当たっては、以下に掲げる対策例があること。なお、こうした身体機能の維持向上等の措置については労使が協力して取り組むこと。

・健康診断や体力チェックの結果等に基づき、必要に応じて運動指導や栄養指導、保健指導、メンタルヘルスケアを実施すること。なお、栄養指導や保健指導においては、労働者の個別の状況に応じて指導すること。栄養指導や保健指導を行う際には、食べる量、栄養素について、従来の生活習慣病改善の観点だけでなく、フレイルやロコモティブシンドロームの予防の観点からの指導にも留意すること。

- ・身体機能の低下が認められる高齢者については、フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動の実施等、身体機能の維持向上のための支援を行うことが望ましいこと。例えば、運動をする時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援が考えられること。
- ・保健師や専門的な知識を有する運動指導の専門家等の指導の下で高齢者が身体機能の維持向上に継続的に取り組むことを支援すること。
- ・労働者の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する健康経営の観点から企業が労働者の健康づくり等に取り組むこと。
- ・保険者と企業が連携して労働者の健康づくりを効果的・効率的に実行するコラボヘルスの観点から職域単位の健康保険組合が健康づくりを実施する場合には、連携・共同して取り組むこと。

7 安全衛生教育（指針第2の5関係）

- (1) 指針第2の5(1)の「高齢者に対する安全衛生教育」及び5(2)の「管理監督者等に対する教育」について、安全衛生教育の年間計画を立案する際には、単一の災害にのみ焦点を当てるのではなく、腰痛、転倒のような複数の災害を対象としつつ、行動災害一般に共通する教育や、腰痛や転倒に焦点を当てた教育の両方を行うようにすることが望ましいこと。また、高齢者が作業に慣れることで危機意識が薄くなること、体力に応じた作業の危険性等の気づきを促すことが重要であること。
- (2) 指針第2の5(1)の「高齢者に対する安全衛生教育」については、高齢者が自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながることを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解するため、以下の項目についても高齢者への教育の一環として周知することが望ましいこと。
 - ・骨密度が低いと転倒した際に骨折しやすくなり、労働災害リスクが高くなること
 - ・食事や運動などの適切な対応により骨密度を維持することができること
 - ・骨粗鬆症検診について、地域で実施している場合もあり、必要に応じて受診できること
- (3) 指針第2の5(2)の「管理監督者等に対する教育」については、管理監督者は、高齢者が実際に働いている現場を見て、声がけすること等を通じ、作業に無理がないか等を把握することも重要であること。

8 労働者と協力して取り組む事項（指針第3関係）

指針第3の「労働者と協力して取り組む事項」については、労使の協力の下、労働者自身が以下の取組を実情に応じて進めることが必要であること。なお、労使が協力して高齢者の労働災害を防止するため、ヒヤリ・ハット事例を活用する場合には、厚生労働省ホームページのヒヤリ・ハット事例集等を参考にすること。

- ・高年齢者が自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めること。なお、高齢になってから始めるのではなく青年、壮年期から取り組むことが重要であること。
- ・事業者が行う労働安全衛生法で定める定期健康診断を必ず受けるとともに、短時間勤務等で当該健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるよう努めること。
- ・事業者が体力チェック等を行う場合には、これに参加し、自身の体力の水準について確認し、気付きを得ること。
- ・日ごろから足腰を中心とした柔軟性や筋力を高めるためのストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的な体力の維持と生活習慣の改善に取り組むこと。
- ・各事業所の目的に応じて実施されているラジオ体操や転倒予防体操等の職場体操には積極的に参加すること。また、通勤時間や休憩時間にも、簡単な運動を小まめに実施したり、自ら効果的と考える運動等を積極的に取り入れたりとすること。
- ・適正体重を維持する、栄養バランスの良い食事をとる等、食習慣や食行動の改善に取り組むこと。
- ・青年、壮年期から健康に関する情報に関心を持ち、健康や医療に関する情報を入手、理解、評価、活用できる能力（ヘルスリテラシー）の向上に努めること。

9 国、関係団体等による支援の活用（指針第4関係）

- (1) 指針第4(3)の「補助金等」については、厚生労働省で実施する補助制度があること。
- (2) 指針第4(4)の「社会的評価を高める仕組み」については、安全衛生に係る優良事業場等の表彰等があること。